

京都府新規就農者育成方針

令和 7 年 3 月
経営支援・担い手育成課

1 趣 旨

新規就農者育成総合対策における経営発展支援事業及び新規就農者確保緊急円滑化対策における世代交代・初期投資促進事業（以下「経営発展支援事業等」という。）の実施に当たって、京都府における新規就農者確保に向けた事項を明確にするもの。

2 新規就農者の確保に向けた課題・目標

京都府の基幹的農業従事者数については、平成 27 年の 17,463 名から令和 2 年の 15,130 名と 5 年間で 13.3%減少しており、農業従事者の高齢化の進行に拍車がかか
る中、農業人材の確保・育成を一層促進する必要がある。

農林水産業への就農・就業希望者のワンストップ窓口として「農林水産業ジョブカフェ」を設置・運営するとともに、農業法人等での OJT 研修を支援する「就農インターンシップ」や地域において技術習得から就農まで一貫して支援する「担い手養成実践農場」、研修期間や経営が不安定な就農直後の所得を確保する農業次世代人材投資事業の交付等により、多様な新規就農・就業の形態やニーズに対応できるよう総合的に支援する。

新規就農者目標値数 160 人／年
現状値 令和 5 年度新規就農者数 138 人

3 新規就農者に対するサポート内容

(1) 就農意欲の喚起

ア 就農・移住相談対応、就農相談会の開催

- ・農林水産業への就業希望者のワンストップ相談窓口である「農林水産業ジョブカフェ」の運営
- ・京都府農林水産業就農・就業相談会の開催（年 1 回以上）

イ 就農インターンシップの実施

- ・府内農業法人等におけるプレインターンシップ研修（1～3 日）及び就農インターンシップ研修（1～6 ヶ月）の実施

ウ ホームページ、パンフレット等での情報提供

- ・京都府農林水産ジョブカフェ
(<https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/agriculture/>)

エ 高校生対象の短期講座の実施

- ・京都府立農業大学校における緑の学園（１日）の実施

（２）就農前の支援

ア 研修の実施（生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等）

- ・京都府立農業大学校
農学科（４０歳未満、２年間）野菜経営コース及び茶業経営コース
研修科（社会人向け、短期）就農ステップイン講座
- ・技術習得から就農まで一貫して支援する「担い手養成実践農場」
（研修地での就農等を条件とする。）
- ・宇治茶実践型学舎、茶業技術研修
- ・畜産人材育成研修制度

イ 就農に向けたサポート

- ・「農林水産業ジョブカフェ」により、就農相談からマッチング・就農までをサポートする。

ウ 就農計画の相談等

- ・農業改良普及センターと市町村農業振興関係課等において、将来の農業経営の構想やその実現に向けた営農類型、営農規模等の相談を受ける。

エ 農地、施設・機械の紹介、営農資金の相談等

- ・府内市町村農業委員会、府内市町村農業振興関係課、府内 JA、日本政策金融公庫京都支店、管内広域振興局において、農地、施設・機械の紹介、営農資金の相談を受ける。

オ 就農前の販路確保、販路開拓に向けた支援

- ・管内各 JA 等と連携し JA 出荷や直売所等販路確保・開拓のサポートを行う。

（３）就農後の定着、経営発展に向けた支援

ア 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修

- ・各農業改良普及センターにおける新規就農者に向けた技術情報の提供や指導の実施
- ・規模拡大、法人化、経営能力の向上を目指す農業者を対象とした「京都農業経営塾」の開講
- ・京都府立農業大学校における農業機械士養成講座や経営に関する講座の実施

イ 規模拡大に向けた農地、施設・機械の紹介、営農資金の相談等

- ・（一社）京都府農業会議及び各農業改良普及センターに設ける経営相談窓口において相談活動の実施

- ・経営課題を抱える農業者等に対し、中小企業診断士による経営診断、専門家の派遣
 - ・府内市町村農業委員会、府内市町村農業振興関係課、府内 JA、日本政策金融公庫 京都支店、管内広域振興局、農業改良普及センターにおいて、農地、施設・機械の紹介、営農資金の相談を受ける。
- ウ 就農後の販路確保、販路開拓に向けた支援
- ・府内市町村農業振興関係課、管内広域振興局、農業改良普及センター、農業会議において JA 出荷や直売所等販路確保・開拓のサポートを行う。
- エ 地元農家や地域住民との交流促進の取組
- ・農業改良普及センターにおいて、新規就農者を対象とした基礎講座等を開講し、新規就農者同士の親睦を深め、情報交換ができる場を確保する。
 - ・府内市町村農業振興関係課、府内 JA、管内広域振興局、農業改良普及センター等で組織する各市町村農業技術者会議や農業活性化協議会等で地元農家、地域住民等の交流を支援する。

4 経営発展支援事業等に係る京都府加算ポイントの設定

(1) 京都府加算ポイント

別紙のとおり

(2) 京都府加算ポイントの配分方法

- ア 別紙に基づいて、申請者にポイントを付与する。
- イ 全申請者のポイントの合計を母数として、各申請者のポイント割合を算出し、その割合に府の持ち点を乗じて府加算ポイントを配分する（小数点以下四捨五入）。
- ウ 配分後、ポイントが余った場合は、国共通ポイントと府加算ポイントの合計値が高い申請者から順に、合計値が同じ場合は補助額の低い順に、補助額も同額の場合は総事業費の高い順に 1 点ずつ加算する。
- エ 配分後、ポイントが不足した場合は、国共通ポイントと府加算ポイントの合計値が低い申請者から順に、合計値が同じ場合は補助額の低い順に、補助額も同額の場合は総事業費の低い順に 1 点ずつ減算する。

別紙

経営発展支援事業等 京都府加算ポイント

評 価 項 目	点 数
①府が推奨する研修機関の卒業	
ア 京都府立農業大学校、京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所、 京都府農林水産技術センター畜産センター（宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修 の研修生を含む）	2
イ 実践農場	1
満点	(2)
②府内農業法人における雇用就農の経験	
ア 府内農業法人において2年以上雇用就農の経験がある者	2
イ 府内農業法人において1年以上雇用就農の経験がある者	1
満点	(2)
③府の推進品目等の作付け	
ア 京都府特産物育成協議会において位置づけられている地域重点推進品目の内、1 品目以上を作付けしている者又は作付けを予定した青年等就農計画の認定を受けよ うとする者	2
イ 茶又は畜産関係を営農類型とする青年等就農計画の認定を受けた者又は受けよう とする者	
満点	(2)
④農業への新規参入	
ア 非農家出身の新規参入者又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始した者	2
イ 経営の一部又は全部を継承した者	1
満点	(2)
⑤条件不利地域の加算、京都府外からの移住者	
ア 移住促進特別区域内で就農した者	2
イ 就農準備のため、京都府外から京都府内に住民票を移動し、住居を移した者	1
満点	(2)
合 計	10